

議第12号議案

横浜市会会議規則の一部改正

横浜市会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月23日提出

市会運営委員会

委員長 山下 正 人

横浜市会規則（番号）

横浜市会会議規則の一部を改正する規則

横浜市会会議規則（昭和43年5月横浜市会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第88条第1項中「、請願者」を「及び請願者」に改め、「及び氏名（法人の場合にはその所在地、名称及び代表者の氏名）」を削り、「押印して」を「請願者が署名し、又は記名押印して、」に改め、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、「請願書に」の次に「署名し、又は」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の所在地及び名称を記載し、代表者が署名し、又は記名押印して、議長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

請願書への押印に関する規定の整備を図るため、横浜市会会議規則の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市会会議規則（抜粋）

（ 上段 改正案 / 下段 現 行 ）

（請願書の記載事項等）

第88条 請願書には、請願の趣旨、提出年月日 及び請願者の住所 及び氏名（法人
、請願者 の場合にはその所在地、名称及び代表者の氏名） を記載し、 請願者が署名し、
又は記名押印して、 議長に提出しなければならない。

2 請願者が法人の場合には、請願の趣旨、提出年月日並びに法人の所在地及び
名称を記載し、代表者が署名し、又は記名押印して、議長に提出しなければな
らない。

3 前2項の請願を 紹介する議員は、請願書に 署名し、又は 記名押印しなければ
2 請願を
ならない。

4 （本文省略）
3